

労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、
東日本支社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

2018年4月1日現在

株式会社 和 技研

（対象期間：2017年4月1日～2018年3月31日）

- ①派遣労働者の数（ 3人 ）
- ②労働者派遣の役務の提供を受けた者の数（ 1社 ）
- ③労働者派遣に関する料金の平均額（ 38,400円 ）
- ④派遣労働者の賃金の額の平均額（ 23,040円 ）
- ⑤マージン率等の情報公開（ 40.0% ）
- ⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

○キャリア・コンサルティングの相談担当窓口（ 取締役支店長 ）

○教育訓練

「キャリアアップに資する内容」

| 訓練項目 | 訓練の内容等 | 備考 |
|--------------|-----------|----|
| 1. 入職時等基礎的訓練 | ビジネスマナー研修 | ○ |
| 2. 職能別訓練 | 資格取得支援制度 | × |
| 3. 職種転換訓練 | 資格取得支援制度 | × |
| 4. 階層別訓練 | リーダーシップ研修 | × |
| 5. その他の教育訓練 | 各種機器の操作 | ○ |

（凡例）○：対象者に有給・無償で実施 ×：未実施

⑦その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

○積極的な情報公開

・書類の備付により情報公開しております。

○派遣労働者の福祉の増進

・「各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会の確保」

個々の労働者の適性、能力及び経験を勘案して、これに最も適合し、かつ、直接雇用を望むか派遣労働者としての就業を望むかといった労働者の就業ニーズ、就業する期間、日、1日における就業時間、就業場所、派遣先の職場環境について、その希望に適合するような就業機会の確保に努めて行きます。

・「教育訓練の機会の確保」

派遣元事業主に最低義務付けされている「段階的かつ体系的な教育訓練等」の他に教育訓練を実施するように努めて行きます。

・「労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置」

賃金、労働時間、安全衛生、災害補償等労働者の職場における待遇である労働条件について、より良い条件の下における労働者の就業機会の確保、社会保険、労働保険の適用の促進、福利厚生施設の充実等に努めて行きます。